

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市民開放施設利用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法、地方公営企業法、さいたま市水道局市民開放施設管理規程
条 項		自治法第 238 条の 4 第 7 項、法第 33 条第 3 項、規程第 8 条
所 管 部 課		水道局 業務部 管財課（電話：048-714-3079）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 市民開放施設の管理上支障がないこと (2) 市民開放施設の利用が適当であること
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定平成 2 6 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20 日（休日を除く。）
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定平成 2 6 年 4 月 1 日最終改正
備 考		